

○船舶検査心得 3-1 船舶設備規程

(傍線の部分は改正部分)

| 改 正 案 | 現 行 | 備 考 |
|---|---|-----|
| <p>3-1 船舶設備規程 (非常電源)</p> <p>299.1 (略)</p> <p>299.2(a) (略) ~(e)</p> <p>(f) 第41号の「<u>その他管海官庁が必要と認める設備</u>」とは、以下の設備をいう。 <u>(1) 第22号に規定するジャイロコンパスとは別にインマルサット直接印刷電信又はインマルサット無線電話を有効に作動させるためにジャイロコンパスを船舶に備えた場合には当該ジャイロコンパスをいう。</u> <u>(2) 固定式高膨脹泡火装置(機関区域又はポンプ室に泡を放出するものに限る。)</u></p> <p>299.3 (略)</p> <p>299.4(a) 「第41号に掲げる設備に対しては管海官庁が指示する時間」とは、以下のとおり。 <u>(1) 299.2(f)(1)に定める設備 36時間</u> <u>(2) 299.2(f)(2)に定める設備 18時間</u></p> | <p>3-1 船舶設備規程 (非常電源)</p> <p>299.1 (略)</p> <p>299.2(a) (略) ~(e)</p> <p>(f) 第41号の「<u>その他管海官庁が必要と認める設備</u>」とは、第22号に規定するジャイロコンパスとは別にインマルサット直接印刷電信又はインマルサット無線電話を有効に作動させるためにジャイロコンパスを船舶に備えた場合には当該ジャイロコンパスをいう。</p> <p>299.3 (略)</p> <p>299.4(a) 「第41号に掲げる設備に対しては管海官庁が指示する時間」とは、<u>36時間とする。</u></p> | |

(傍線の部分は改正部分)

| | |
|---|---|
| <p>5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則</p> <p>第2編 危険物の運送 第1章 通則</p> | <p>5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則</p> <p>第2編 危険物の運送 第1章 通則</p> |
| <p>(運送中の措置)</p> <p>5-9.1 (a) <u>船舶に積載してある危険物 (船舶内で発生する危険物による場合を含む。)</u> により災害が発生しないよう、以下の作業を行わないこと。</p> <p>(1) <u>航海中にばら積み液体危険物の物理的な混合 (ばら積み液体貨物の物理的な混合により危険物が発生する場合を含む。)</u> をすること。ただし、人命又は船舶に対する危害を避けるため必要があると認めるときは、<u>船舶に積載してある貨物を移動することができ、なお、海底鉱物資源の探索および開発等の作業を容易にするために船上で使用される製品の混合の場合を除く。</u></p> <p>(2) <u>航海中に船舶に積載してある危険物と他の貨物又は物質 (危険物を含む) により化学反応を伴った製品の生産 (ばら積み液体貨物の化学反応により危険物が発生する場合を含む。)</u> をすること。ただし、海底鉱物資源の探索および開発等の作業を容易にするために船上で使用される製品の生産の場合を除く。</p> | <p>(新設)</p> |

○船舶検査心得 4-3 船舶区画規程

(傍線の部分は改正部分)

| 改 正 案 | 現 行 | 備 考 |
|---|--|-----|
| <p>4-3 船舶区画規程</p> <p>第10章 損傷制御図及び復原性計算機等</p> <p><u>101.0 (a) (略)</u></p> <p><u>102.0 (a) (復原性計算機等)</u> <u>本条第1号及び第2号に掲げる措置の要件は、</u> <u>MSC.1/Circ.1400を参照のこと。</u></p> <p>附則(平成25年12月2X日) <u>心得附則(昭和59年8月30日)附2.16(a)(b)を準用する。</u></p> <p><u>(b) 「管海官庁の指示するところ」については、以下の例によること。</u> <u>(1) 船舶の主要寸法(長さ、幅、深さをいう。以下同じ。)</u> <u>の変更又は船体構造の大幅な改造を伴わない場合は、改正前の規定によることができる。</u> <u>(2) 船舶の主要寸法の変更又は船体構造の大幅な改造を伴う場合は、改正後の規定によるものとする。</u></p> | <p>4-3 船舶区画規程</p> <p>第10章 損傷制御図</p> <p>102.0 (a) (略)</p> <p>新規</p> | |